

日本原子力発電株式会社東海発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2209012 号
令和 4 年 9 月 1 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 6 月 30 日付け総室発第 36 号をもって、日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 作業用地の確保に伴う周辺監視区域の一部変更

東海第二発電所の安全性向上対策工事に伴う作業用地の確保に伴い、東海第二発電所と同じ区域として設定している東海発電所の周辺監視区域境界の一部を変更することから、以下の図を変更する。

・第 3 1 条（周辺監視区域）図 31

III. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないこ

とに該当しないと判断した。

- (1) 保安規定に定める周辺監視区域が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第3項各号を表している。

(1) 第8号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第8号について、保安規定審査基準は、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること等を要求している。

規制庁は、周辺監視区域の設定が適切に行われ、これに基づいて周辺監視区域図が適切に変更されること、また、変更後の周辺監視区域において保安規定に基づき周辺監視区域の管理に必要な措置等を実施するとしていることを確認したことから、第8号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。